

令和８年度 旧滝宮保育所遊戯室室内遊具等整備事業 公募型プロポーザル選考実施要領

令和８年１０月９日

１ 目的

現在、滝宮こども園内にある子育て支援センター「しいのき」を、旧滝宮保育所遊戯室へ移転することにあわせて、親子が訪れる子育て支援センターとしての機能だけでなく、天候に左右されることなく、就学前のこどもが室内で安全に遊ぶことができる環境を整えるため、室内遊具等設置に係る受託候補者を選定する目的で公募型プロポーザルを実施する。

２ 事業概要

（１） 業務名

令和８年度 旧滝宮保育所遊戯室室内遊具等整備事業

（２） 実施場所

旧滝宮保育所遊戯室（綾川町滝宮５２３－１）

（３） 業務内容

別紙「令和８年度 旧滝宮保育所遊戯室室内遊具等整備事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案であれば、積極的な提案を求める。

（４） 契約上限金額

8,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

（５） 履行期間

契約締結日から令和９年３月２６日（金）まで

３ 日程

項 目		日 時
①	公告開始（綾川町ホームページ）	令和８年１０月 ９日（金）
②	質疑書の提出期限	令和８年１０月１６日（金）
③	質疑書への回答	令和８年１０月２０日（火）
④	参加表明書等の提出期限	令和８年１０月２３日（金）
⑤	企画提案書等の提出期限	令和８年１１月 ４日（水）
⑥	審査会	令和８年１１月１２日（木）
⑦	審査結果通知	令和８年１１月中旬
⑧	契約締結	令和８年１１月中旬仮契約 １２月本契約

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- (2) こども園等への室内遊具や玩具等の納入実績が十分にあること。
- (3) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- (4) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 本業務を十分に理解し、かつ実現可能な提案を行うことのできる者
- (6) 本町から行う打ち合わせ等の要請に対し、速やかに対応できる者

5 現地の確認について

現地視察を希望する場合は、子育て支援課（葛西）まで連絡すること。

6 質疑の受付及び回答

質疑については、下記により提出すること。

- (1) 提出書類
質疑書（様式第5号）
- (2) 提出期限
令和8年10月16日（金）午後5時
- (3) 提出方法
FAX（受信確認の電話をすること。）
- (4) 提出先
綾川町役場 子育て支援課（担当 葛西）
TEL：087-876-6510 FAX：087-876-3120

(5) 回 答

質疑者名を伏せた上で、令和8年10月20日（火）に全質疑の回答をFAXにて全社

に送信する。なお、質疑書の原本は、令和 8 年 1 1 月 4 日（水）までに、企画提案書等と併せて綾川町子育て支援課へ提出すること。また、質疑への回答は、そのまま仕様の追加又は修正とみなすこととする。

7 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する場合には、下記のとおり申し込みを行うこと。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号）正本 1 部
- イ 誓約書兼承諾書（様式第 2 号）正本 1 部
- ウ 会社概要（様式第 3 号）正本 1 部

(2) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 5 時

(3) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日（綾川町の休日を定める条例（平成 18 年 3 月 21 日条例第 2 号）第 1 条第 1 項の各号に規定される日を除く日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に持参すること。

(4) 留意事項

参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第 1 0 号）を提出すること。

(5) 提出先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場 子育て支援課（担当 葛西）
TEL：087-876-6510 FAX：087-876-3120

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加者は別紙「令和 8 年度 旧滝宮保育所遊戯室室内遊具等整備事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、下記のとおり提案書等を提出する。

※正本は法人名入り・押印有り、副本は法人名なし・押印なし（商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないこと）とする。

ア 企画提案書（表紙）（様式第 8 号）正本 1 部、副本 8 部

① 企画提案書（任意様式）正本 1 部、副本 8 部

② 工程表（任意様式）正本 1 部、副本 8 部

③ 類似・関連業務実績調書（様式第 4 号）正本 1 部、副本 8 部

- ④ 見積書（様式第9号）正本1部、副本8部

※本業務に要する費用（消費税及び地方消費税抜の金額）を踏まえ、見積書を作成すること。

※積算内訳書（任意様式）を別途添付すること。

- ⑤ 完成イメージ図（遊具配置図） 正本1部、副本8部

- ⑥ 遊具等の概略寸法、材質がわかる構造図（任意様式）正本1部、副本8部

- ⑦ 維持管理ランニングコスト表（任意様式）正本1部、副本8部

イ 業務実施体制調書（様式第6号）正本1部

ウ 配置予定者調書（主任技術者・監理技術者）（様式第7号）正本1部

- （2）企画提案書の作成要領

ア 企画提案書はA4判縦片面10枚程度（A3判による折込可）で任意とする。

イ 提出書類はフラットファイル（A4版）に左綴じとすること。

- （3）提出期限

令和8年11月4日（水）午後5時

- （4）提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日（綾川町の休日を定める条例（平成18年3月21日条例第2号）第1条第1項の各号に規定される日を除く日）の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

- （5）留意事項

ア 提出期限を過ぎて送達又は提出された企画提案書等については、受理しない。

イ 提出期限後は、提案書に記載された内容の変更を認めない。

ウ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

エ 企画提案書等の提出は、1者1提案とする。

オ 提出書類等について、選定に際して必要に応じ複製する場合がある。選定以外の目的での使用または公表は行わない。

カ 提案内容に含まれる特許等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

- （6）提出先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町役場 子育て支援課（担当 葛西）

TEL：087-876-6510 FAX：087-876-3120

9 選定方法

(1) 選定方法

① 1次審査（書類審査）

提出書類により、条件を満たさないことが判明した場合は2次審査から除外するため注意されたい。

② 2次審査（プレゼンテーション）

(2) 審査項目

提出書類およびプレゼンテーションにより、次の審査基準に基づき選定する。

審査項目	審査基準	配 点
履行実績	過去5年間に同種・類似案件の実績はあるか。	5
実施体制	事業を確実に安定的に実施するための人員配置、その他の能力を有しているか。	5
基本コンセプト	提案内容は、仕様書の基本コンセプトを理解したものとなっているか。	20
提案内容・配置	0歳から就学前児童までが遊べる遊具や玩具を取り入れており、動線の確保、適切な向きなど遊具等が安全かつ適正に配置されているか。	10
安全に対する配慮	遊びの内容により安全性に配慮したゾーニングがされている。	10
	からまり・引っ掛かり・落下・挟み込み等への対策、予期せぬ遊び方によるケガ防止など、安全性の高い遊具となっている。	10
維持管理	メンテナンス性や耐久性に優れており、日常点検、清掃、メンテナンス等を容易に行うことができる。	5
	ランニングコストを抑える工夫がされているか。	5
独自性・独創性	仕様書を踏まえた魅力ある内容であり、独自性・独創性が感じられるか。	10
業務への意欲	プレゼンテーションに説得力があり、質問に対し分かりやすく的確に回答している。	10
見積金額	設計・整備の節減に努め、提案限度額を下回る提案がされているか。契約上限金額に対し、10%以上、9%～6%、5%～2%、1%、0%の減額に応じて配点。	10

(3) 選定結果については、応募者に書面にて通知する。

- (4) 選定に係る評価の経緯及びその内容等に関しての問い合わせには応じない。また、結果に対する異議申し立てについても、受け付けない。

1 0 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては、以下のとおり実施する。

(1) 実施日

令和8年11月12日（木）午前9時30分～

(2) 内 容

企画提案書のプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを合わせて25分間（プレゼン15分、ヒアリング10分）を予定している。公平性を保つため、持ち時間の超過は認めない。

(3) 出席者

1 事業者につき3名以内とする。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、原則として本業務を受託した場合に、主に担当として携わる者が行うこと。

イ プレゼンテーションは、非公開とする。

ウ プレゼンテーションに必要な資機材は、提案説明者で用意すること。

（ただし、スクリーンは、当町で用意する。）

エ 審査は、非公開とする。

オ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

1 1 契約の締結

- (1) 綾川町と選定した応募者が協議を行い、別紙仕様書及び提出のあった企画提案書に基づき、告示において定める仕様書の内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書に応じた仕様書に変更する。
- (2) 仕様書の確定後、選定した応募者から見積書の提出があった後、契約を締結する。
- (3) 上記にかかわらず、審査の結果により、どの応募者とも契約の締結を行わないことがあることに留意すること。

1 2 その他

- (1) 「参加資格」に定める要件については、必要書類の提出時から継続的に満たすこととし、当該要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。また、本工事に関する契約の相手方の候補者として選定された後においても、当該要件を満たさなくなった場合は、契約の締結は行わない。
- (2) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は町に帰属する。

- (4) 企画提案書の作成及び提出並びにその説明等にかかる費用は応募者の負担とする。
審査の結果、最も高い採点を受けたものであっても、その採点が満点の 60%を下回るときには、本業務の契約の相手方の候補者にはならないこととする。
- (5) 提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じることとする。
 - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。